

幕別町議会議長 古川 稔 様



平成25年12月16日

「特定秘密保護法の廃案を求める国への意見書提出に関する陳情書」

提出者

十勝ネット市民の会 代表 堀田誠嗣



《陳情の趣旨》

平成25年12月6日に可決成立し、同年12月13日に公布された特定秘密保護法に対し、次の理由により、地方自治ならびに基本的人権について、重大な問題点がありますので、国に対して廃案をもとめる意見書の提出を議会陳情致します。

《陳情の理由》

先の国会で可決成立した「特定秘密の保護に関する法律」(以下「特定秘密保護法」)は、その審議過程において法案に関して寄せられたパブリックコメント9万件の8割がこの法案に反対するものがありました。また、衆議院国家安全保障特別委員会では地方公聴会が福島市の一箇所のみであり、7人の公述人すべてが法案反対の意見であったにも関わらず、翌日に同委員会において強行採決可決されました。衆議院可決後、参議院の審議でも、参議院国家安全保障特別委員会における異例の地方公聴会開催決定と同委員会での可決を巡る議会紛糾で、委員会議事録に「可決」が記載されないままの強行採決と本会議での同委員会「可決報告」が行われました。

基本的人権に関わる法案審議が、十分な審議を求める国民の声と反対を求めるパブリックコメントに対し、あまりに拙速な議会手続きが行われたことは、全ての弁護士会、日本科学者会議、日本ペンクラブ、そして多くのマスコミ団体が特定秘密保護法に反対の立場を表明していることからも明らかです。

また、特定秘密保護法では、特定秘密を保有する行政機関の長が、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めた時には、他の行政機関に当該特定秘密を提供することができると定められていますが、提供を受けることができる行政機関は国家機関だけで、地方自治場の地方公共団体（地方自治体）は含まれていません。また、第7条では、警察庁が地方自治体の機関である都道府県警察に提供することは認められていますが、警察以外の自治体の機関への提供は認められておらず、都道府県警察が都道府県や市町村、消防などに提供することもできません。気象庁長官が原発の事故発生等に伴う気象情報を特定秘密指定した場合、住民への避難情報が自治体に伝えられない懸念があります。

また、特定秘密保護法においては、「共謀し、教唆し、また扇動した者」に対する罰則規定（第24条）、ならびに「共謀したものが自首したときは、刑の減輕、または免除する」（第25条）が規定されており、その運用上の懸念からこれまで2度も廃案されてきた「共謀罪」が、実質的に法制化されてしまったことになります。基本的人権に関わる大きな問題です。